

平成28年労第52号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分並びに同年○月○日付けで請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、C会社を元請とする凍土式遮水壁構築事業に従事していた。

請求人によると、平成○年○月○日、有資格者が作業すべきところを無資格者である同僚のDが作業していたため、注意したところ、Dが投げ付けたドラム缶により左足を負傷し、また、同日午後、別の作業において、請求人が複数の労働者に指示をしていたところ、Dから、「監督でもないのに何指揮指導しているんだ。」と言われ、Dから殴られ、尻餅をつき負傷したという。

請求人は、同日E病院に受診し、同月○日にはF整形外科に受診し「左肩挫傷、右膝挫傷、左下腿挫傷、腰部挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及ん

だものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

本件の審査資料は、別紙記載のとおりである。

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 決定書理由に説示する「判断の要件」のとおり、他人の故意に基づく暴行による負傷については、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因する又は通勤によるものと推定するとされているところ、請求人を負傷に至らしめた第二当事者の故意が、私的怨恨等によるものに該当するか否かが問題となるので、以下に検討する。

(2) 請求代理人は、請求人が、平成○年○月○日の午後に、GとHに対して業務指示をしたところ、2人とは関係のないDが請求人に対して暴行したのであるから、労災認定されるべき旨主張する。

(3) 請求人、D及びIの申述によると、①請求人は、平成○年○月○日の午前に、ベビーサンダーの刃の交換に手間取っていたDに対して交換方法を指示したこと、②Dが、請求人の同指示に対して立腹し、電工ドラムやベビーサンダーを放り投げた結果、電工ドラムが地面にバウンドして請求人の左下腿に当たり請求人が負傷したこと、及び、③請求人とDは、そのことにより、共に相手方に対し、相当に感情を害していたことが認められる。

そして、請求人、D及びGの申述によると、同日午後は、①請求人の発言に対するDの反論が契機となり、どちらが先かは定かではないが、双方共に相手

方に対し暴力行為を働いたこと、及び、②双方の暴力行為は、周囲からも客観的に認識されるものであったことが認められる。

以上のような経緯に鑑みると、決定書理由に説示するとおり、請求人の本件傷病は、同日午前、請求人とDとの間に感情的な軋轢が生じていた中、同日午後、両者が言い争いの過程で、いわゆる「喧嘩状態」となって、相互に暴力行為に及んだことにより生じたものと思料される。そうすると、請求人の本件傷病は、前記（１）に掲記した私的怨恨等によって生じたものとみるのが相当であり、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人に発症した本件傷病について業務起因性を首肯することはできないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。